

OCNリモートサポートサービス利用規約【現改比較表】 2024年3月11日現在

～2024年3月17日

2024年3月18日～

<p>第1条（略）</p> <p>（本規約の変更）</p> <p>第2条 当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社のWebサイト上（https://www.nttr.co.jp/corporate_profile/agreement.html）への掲載その他の適切な方法により周知します。</p> <p>2 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更同意したもののみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。</p> <p>3 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法、個別に通知する方法又はその他当社が適当であると判断する方法により説明します。</p> <p>第3条～第39条（略）</p> <p>別紙1～別紙7（略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（本規約の変更）</p> <p>第2条 当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社のWebサイト上（https://service.ocn.ne.jp/agreement/index.html）への掲載その他の適切な方法により周知します。</p> <p>2 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更同意したもののみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。</p> <p>3 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法、個別に通知する方法又はその他当社が適当であると判断する方法により説明します。</p> <p>第3条～第39条（略）</p> <p>附 則（令和6年2月26日 OCN-009283） （実施期日） この改正規定は、令和6年3月18日から実施します。</p> <p>別紙1～別紙7（略）</p>
---	---